

修習専念資金交付日一覧
第74期司法修習生

	貸与単位期間(※1)	修習専念資金 交付日(※2)
第1回	令和3年3月31日～4月29日	令和3年4月15日
第2回	4月30日～5月30日	5月17日
第3回	5月31日～6月29日	6月15日
第4回	6月30日～7月30日	7月15日
第5回	7月31日～8月30日	8月16日
第6回	8月31日～9月29日	9月15日
第7回	9月30日～10月30日	10月15日
第8回	10月31日～11月29日	11月15日
第9回	11月30日～12月30日	12月15日
第10回	12月31日～令和4年1月30日	令和4年1月17日
第11回	1月31日～2月27日	2月15日
第12回	2月28日～3月30日	3月15日
第13回	3月31日～4月20日	4月15日

※1

貸与単位期間とは、通常修習期間をその開始の日又は各月においてその日に
相当する通常修習期間内の日(その日に相当する日がない月においては、その
月の末日)から各翌月の通常修習期間の開始の日に対応する日(その日に相当す
る日がない月においては、その月の末日)の前日(当該前日が通常修習期間内に
ないときは、通常修習期間の末日)までの各期間に区分した場合における当該
区分による一の期間をいいます(新規則第2条第1項)。

※2

修習専念資金交付日とは、新規則第2条第2項の「最高裁判所が定める日」で
す。

新規則及び新要綱に定める方法の外、最高裁判所から特段の通知のない限
り、貸与決定又は修習専念資金の額の変更決定に基づき定められた額が、最高
裁判所から、毎回、支出官等の決定を経て、原則として、修習専念資金交付日
に貸与申請時に指定した口座に振り込まれます。

ただし、金融機関によっては、入金に要する日が異なる場合があります。